

令和9・10年度登録申請における注意事項について

(1) 受付について

- ・受付期間：令和9年1月15日（金）午前9時00分から
令和9年2月12日（金）午後4時30分まで
受付期間より前に到着した申請については受理しません。
- ・上記受付期間中に申請ができなかった場合は、令和9年4月1日（木）から随時受付をします。登録は、毎月20日締切りの翌月1日登録になります。（不備がない場合に限る）
- ・持参の場合：土日祝日を除く午前9時から午後4時30分まで。
（窓口受付時間変更のため。チラシを添付しますのでご確認ください。）
- ・電子申請は24時間受け付けています。なお、提出が当日午後5時15分を過ぎた場合は受付日を翌日とします。土日祝日に申請があった場合は、直近の営業日を受付日とします。
- ・郵送の場合は消印有効です。

(2) 押印について

- ・押印は原則、委任状以外は不要です。

(3) 様式について

- ・様式を変更していますので、申請書類は「申請書類一覧」掲載のものを使用してください。

(4) 委任状について

- ・建設工事、物品製造等の両方に参加を希望する場合はそれぞれに委任状の原本が必要です。
- ・電子申請で申請する場合は、押印済みの委任状を添付して申請してください。その後、委任状の原本を契約検査課へ持参するか郵送してください。
- ・委任状原本を郵送する際、受領印が必要な場合は、委任状のコピーと返信用封筒（切手貼付）を同封してください。委任状原本の受領印は、原本が当課に届いた日になります。
- ・委任状の原本の送付が確認できない場合は、4月1日の登録はできません。

(5) 電子申請での受付について

- ・申請時に使用したメールアドレス宛に、4～5営業日以内に受理票をお送りします。必ずご確認ください。修正依頼がある場合も同様です。

(6) ホームページの更新について

- ・更新は12月頃を予定しています。